

令和3年6月  
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

令和3年6月11日

○出席議員 15人

1番 鈴木克巳君	2番 狩野光一君	3番 渡辺ヒロ子君
4番 照川由美子君	5番 戸坂健一君	6番 磯野典正君
7番 久我恵子君	8番 寺尾重雄君	9番 佐藤啓史君
10番 岩瀬洋男君	11番 松崎栄二君	12番 丸 昭君
13番 黒川民雄君	14番 岩瀬義信君	15番 末吉定夫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 土屋元君	副市長 竹下正男君
教育長 岩瀬好央君	総務課長 平松等君
企画課長 高橋吉造君	財政課長 植村仁君
消防防災課長 神戸哲也君	税務課長 大野弥君
市民課長 岩瀬由美子君	高齢者支援課長 長田悟君
福祉課長 軽込一浩君	生活環境課長 山口崇夫君
都市建設課長 川上行広君	農林水産課長 屋代浩君
観光商工課長 大森基彦君	会計課長 水野伸明君
学校教育課長 吉野英樹君	生涯学習課長 渡邊弘則君
水道課長 窪田正君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 吉清佳明君	議会係長 原隆宏君
------------	-----------

---

議事日程

議事日程第1号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

- 議案第26号 勝浦市郷土資料室設置管理条例の制定について
- 議案第27号 勝浦市かつうら海中公園滞在型観光施設設置管理条例の制定について
- 議案第28号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算

議案第32号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

第2 請願の委員会付託

請願第1号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

第3 休会の件

---

開 議

令和2年6月11日（金） 午前10時開議

○議長（松崎栄二君） 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

---

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（松崎栄二君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第26号 勝浦市郷土資料室設置管理条例の制定について、議案第27号 勝浦市かつうら海中公園滞在型観光施設設置管理条例の制定について、議案第28号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者とともに、発言は簡潔・明瞭をお願いします。

なお、各議員の発言は、それぞれ答弁を含め30分以内とされますよう、協力をお願いを申し添えます。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） おはようございます。議長からお許しいただきました。発言通告に沿って、質問させていただきます。

議案第26号 勝浦市郷土資料室設置管理条例の制定について、まず3点お聞きいたします。

これは新しく設管条例を制定しようとするものであります。その中で、まず1点目といたしまして、第2条「設置」「郷土に関する考古資料、歴史資料及び民俗資料並びに美術工芸品（以下「郷土資料」という）の展示を通じて、勝浦市における学術の発展と文化の振興に寄与すること

を目的に資料室を設置する」となっております。

そこで、お聞きいたしますけれども、いわゆるこの郷土資料、今後、郷土資料室において展示されることになる郷土資料の展示する選定、選定はどのようなプロセス、誰がどのように選定するのか。そして、その展示する期間はどのように展示していくのかについて、まず1点目、お聞きいたします。

2点目といたしまして、この郷土資料の保管方法。展示期間中は資料室に展示されているわけでありまして、この郷土資料というものが所有権、個人の方、企業・団体で所有しているもの、あるいは市に寄贈されたりするようなことになるかもしれませんが、展示していない間の保管方法をどのように考えているのか、お聞きいたします。

3点目といたしまして、これ第4条は「管理運営」ですけれども、第4条では、管理運営は勝浦市教育委員会となっております。そうなっておりますけれども、新しく設置される郷土資料室には、図書館にまず入館する。そして、その図書館内を通行して、郷土資料室に行くような形になるわけでありまして。

この場合、今、コロナ対策において、図書館、入館いたしますと、左側に受付簿がありまして、体温を記入して、手を消毒し、その後、本を借りる。中では今、椅子に座って本を読むことはできないんですけれども、この場合、まず図書館に入館する際に受付を行い、さらに資料室に入る前にまた受付をするのか。その辺の部分もお聞きしたいのと同時に、図書館長の権限、図書館に来る人と資料室に来る人の目的は一緒じゃありませんので、その辺の部分、図書館長の権限というのはどのようになってくるのか、その辺も含めてお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） お答えいたします。初めに、1点目の展示される郷土資料の選定と展示期間についてでございます。展示資料の選定にあたりましては、学識経験者及び市教育委員会職員等により、郷土資料室での資料展示の企画運営を行う組織を整え、その組織により、企画展示の内容を検討、選定を行っていくことといたします。学識経験者とは、文化財審議会委員をはじめ、博物館の学芸員、学校の教員などを想定しております。

次に、展示期間についてですが、展示テーマを定めて、おおむね三、四か月を1回の展示期間として、年間3回程度の企画展の開催を考えております。

いずれにいたしましても、さきに述べました企画運営組織の方々と協議してまいりたいと思っております。

次に、保管方法についてでございますが、市内各所から出土しました土器や農具、現在、人力車等ありますが、そういうものについては、興津集会所の2階に集約して保管しておきます。また古文書については、図書館2階の倉庫で保管をしております。

なお、県指定文化財に指定されましたハーマン号の絵巻物など、重要な資料につきましては、県立の中央博物館や文書館での保管について、関係機関と協議してまいりたいと思っております。

次に、入室者の管理と許可についてでございます。郷土資料室への入室等にあたっては、教育委員会の許可を受けなければならないといたしましたが、入室者は、資料室入り口に備え置きます入室者記録用紙に住所、氏名を記入し、図書館職員に提出するものといたします。記入し提出したことにより、許可するものといたします。

また、図書館への入館がふさわしくない者が、郷土資料室への入室を希望した場合は、図書館

長の判断で入室を拒むことができる運用にするなど、郷土資料室は図書館の中にあることから、入室者の管理は図書館で行っていただき、展示内容の企画運営は生涯学習課で行っていくという事で、運用していきたいと考えております。

また、図書館と連携を図り、郷土資料室の利用者が展示内容に関する情報を得やすい環境整備と、図書館利用者が気軽に文化財を見て、触れることができる施設運営を互いに協調しながら実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） ちょっと確認します。郷土資料室に受付簿ですかね。受付して入室するという形になっていますけど、もう一点、図書館に入るときに、まず受付しています。

私は、その1回でいいんじゃないかなと考えているんですけど、今の話だと、もう一度、資料室の前でやるという形になるのか、その点ですね。そうすると、図書館の職員がそれに対応しなきゃいけないかと思いますので、その辺についてちょっと確認します。

あと、これから8月、終戦の時期になりますと、市役所のロビーで、いつも平和展とか、最近ですと、B24の展示とかがあるんですけども、平和展というのは、郷土資料とはそぐわないんですか。B24なんというのは、過去の勝浦の空襲のやつとかになるので、そういったものは、例えば今、市役所のロビーでやっていたりするようなもの等は、どうなっていくのかなというのも、ちょっと考えたりもするんですが、これ答弁、結構です。

いずれにしても、保管方法に関しても今、県の指定のもの等については中央博物館という話もありましたけれども、湿度や温度の管理も必要になってくると思いますし、歴史的とか文化的な価値、今後そういった価値のあるものが、勝浦の中でも発見されたり、あるいは、所有している人が出てきたりという可能性もあるかと思しますので、その辺の部分も今後、郷土資料室の展示に合わせて、先ほど、選定する委員等、学識経験者の委員等を含めた企画をするような新しい組織という話もありました。

そういった中で、せっかく郷土資料室を整備することになります。今さっき土器という話あったんですけど、新戸に私が子供の頃、よく土器が出たんですよ。その近くには、古地図に新戸城って出ているんです。昔、とりでがあったそうなんですけど、その近くの畑には土器が出たんですね。多分、今もう出ないと思いますけど。そういったことが、私も家の倉庫探せば、土器が出てくるんじゃないかなと思うんです。あれは多分、縄文式土器だったと思いますけど。

そういったことが郷土資料室の設置によって新しく、市民の中でも、家に眠っているようなものが出てくるというふうなこともあると思います。また、郷土の偉人に関連するようなものもあるかと思えます。それを展示して、市民の方がそれを見て、勝浦の郷土に愛着を持っていただくといった企画をしていく形の資料室にしていただきたいということをお願いして、一点だけ確認、入室するまでの、確認したいので、その点についてお答えいただきたいと思えます。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） お答えいたします。現在、図書館ではコロナの感染予防対策のために、図書館入り口で氏名の記入をしております。通常期間に戻りますと、図書館では特にそういう住所、氏名とかを記入することはなく、誰でも自由に入れるという状況になろうかと思えます。

そういう場合でありまして、郷土資料室への入室にあたっては住所、氏名を書いてもらって、それで許可をするという形をとりたいと思っております。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。

次に、照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） それでは、私は佐藤議員と重なる点がございましたので、省略しながら質問いたします。

議案第26号、勝浦市郷土資料室設置管理条例、「管理運営」第4条「資料室は、勝浦市教育委員会が管理運営する」とありますが、管理運営に関わる人的配置体制について、まずお伺いをします。

それから、入室の許可につきましては今、御回答がありましたので、削除いたします。

続いて、31号、続いてよろしいでしょうか。

○議長（松崎栄二君） いや……。

○4番（照川由美子君） そこまでですね。

○議長（松崎栄二君） そうです。

○4番（照川由美子君） じゃ、その1点になります。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） お答えいたします。今後、郷土資料室の開室日、開室時間等は、図書館と同じにするように施行規則で定めていきたいと考えております。

そうしまして、管理運営の人員配置につきましては、郷土資料室の鍵のあけ締めや、入室の許可関係に関わる入室記録用紙の受け取りに関しては、図書館職員に実施してもらうことで考えております。

入室者の管理は図書館で行い、展示内容の企画運営は生涯学習課で行うことで、運用していきたいと考えております。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） おおむね了解しました。図書館職員というところも関わるということでしたが、新たにこれを設置するにあたって、図書館長がいらっしゃいますが、生涯学習課から弾力的に、オープンしてからしばらくの間、生涯学習課から1名ずつ支援に回るというような人的配置というのは、ただいまお考えでしょうか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） お答えいたします。状況に応じて適宜、図書館と連絡調整をとりまして、必要な場合は、郷土資料室のほうに行っていただくという対応をとりたいと考えております。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） ありがとうございます。弾力的な運用ということを考えていくという御回答でした。

あと、入室の許可については、先ほど課長からお話がありました。個人のプライバシー等の保持ということをお願いして、質問は終わります。

○議長（松崎栄二君） 次に、鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 私は議案第27号、昨日もやって、今日もかというようなことを思わないで、お願いします。かつら海中公園滞在型観光施設設置管理条例の制定について。これはもう既に事業化が決定しておりまして、来年3月には竣工、そして営業が始まるのは、いつかというのは

まだ明確になっていませんが、少なくとも連休前にはなるんじゃないかなというふうに思います。

そういう中において、今からその運営については、しっかりと対応しておかなきゃいけないということになるかと思えます。その中で条例制定ということで、これまでも市のほうは、指定管理の部分はかなりやっております。ただ、今回のような指定管理については、私は初めてじゃないかなというふうに思います。ただ単に委託事業ではなくて、受託した指定管理者が、そこで営業するということになりますので、このことについては、しっかりと確認をしておく必要があるかということから、以下の10点についてお伺いします。

まず条例なんですけど、5条(4)に、これ条例にはつきものでありますけど、事業の中の1から3まではありますが、(4)「市長が特に必要があると認める事業」というものについては、どのような事業を想定しているのか。いないのかもしれませんが、いるとすれば、どのような事業を想定しているのか。

2点目として7条(2)施設の管理運営に関する業務についてということで、7条には、指定管理者の行う業務等が条文化されています。その中で、特にこの滞在型観光施設の管理運営に関する業務というものが、どのようなことで考えているかと。これ大事な話ですので、この具体的な内容についてお伺いします。

次に、同じく7条の(5)、やはりここでも「市長が必要と認める業務」、これについては、先ほどと同じように、どのようなものを想定しているかについてお伺いします。

次に、18条の募集、これは指定管理者の募集になりますが、この募集の内容は具体的に書いて、指定管理を受けようという事業者については、具体的な内容がなければなりません。そこで、その中でも(6)から(8)「管理運営の基準」と「管理運営の業務の範囲及び具体的内容」、(8)が、やっぱり「市長が別に定める事項」というふうになっています。この(6)から(8)について説明を求めます。

その中でも、施設管理上の問題として、具体的な取決めはどのようにしていくのかということでもあります。これは何かというと、事故があった場合とか、あとは施設に対しての不具合があった場合とか、その辺が、いわゆる家主である勝浦市と、店子というか受け手である事業者の間で、スムーズに条件が満たされなきゃならないと思います。できてすぐに何か壊れるということは、まずないと思いますが、これから先の、毎年毎年の更新じゃないと思いますので、その辺について、取組をしておく必要があるのかなというふうに思います。それは今後ですよという話になれば、そうかもしれませんが、今、分かっている範囲で、お答え願います。

あと第21条「指定管理者の選定の特例」ということで、ここの(1)に指定管理者、19条の規定による申請がなかったときに、指定管理候補者になるべき団体がなかったときということについて、どのような対応を講じるのか。いわゆる公募して、昨日も一般質問でも話をしましたが、要は指定管理者が受けて、その責務は、前の質問でありますけど、どこまで対応するのかによっては、本当に指定管理に公募がない場合も考えられます。そのようなときにどんな対応をするのかということでお伺いします。

次は第23条、協定の締結ですね。ここに1から7まであります。その中でも特に(4)で「市が支払うべき管理運営に係る費用に関する事項」というのが出てきます。協定を締結する際に、どういう部分について、市が支払うべき管理運営にかかる費用が発生するのかということと、あとその内容を少し詳しく御説明をいただきたいと思えます。

次に、条例ではなくて、資料のほうで、1ページにこの条例の説明があります。その中で、8と9、2ページ目ですね。1ページの8「開業時間等」というところと「使用料」というところで、1と2に分かれていて、この中に、ちょっと私は疑問に思うのが、市長が管理運営する場合はこうですよ。指定管理者が管理運営する場合はこうですよというふうな内容の書き方になっています。

ですから、市長が管理運営する場合と、指定管理が運営する場合の、あえてこういうふうに書いていることについては、どういう場合を想定しているのかということについて、説明してください。

指定管理者が運営する場合の温浴施設の利用料金は、指定管理者の収入となっています。これは通常、勝浦市以外でも、こういう観光施設の指定管理っていっぱいやっていますから、どこの条例見ても、そこでの入場料等については、指定管理者が受けるということは通常あります。

ただ、この場合、勝浦も初めてのことで、確認をしていきたいということで、指定管理者が収入としていると。その他の運営管理で生じた利益の全てが、指定管理者の収益となるのか。ここでは、なるでしょうけど、その辺について、改めて御説明をいただきたいと。

最終的に、ここに4億円の事業費を投じて建設をして、将来の勝浦市の観光の起爆剤、起爆剤ではなくて、ここを本当に目玉になるような施設に、私ももうそういうことだと思います。なるような施設にしていく、いかなきゃならないというふうに思います。もうここで反対だ、反対だといっていられないんで、これ決まったことですから。今後運営をやっていくには、今までずっといろんな質疑やってきましたけど、最終的に出ているのは、市長はここを中心に勝浦の観光を考えていくんだということを本当に力説されています。

ですから、その面では、そのとおりになることが私は望まれるということですが、4億円かけて事業をやっているのですが、ここに対して市は2億円の借金しています。2億円の借金して、その借金返済を私はこの事業から、2億円を20年借りて、単純計算で、単純計算ですよ、毎年1,000万円返していくという中の1,000万円を、この事業から私は何か出てくるのかなと思ったら、出ませんね。それは全て、観光の目玉として観光客が来て、それによって経済が潤って、最終的には市の税収が増えていくという中のもので、市の返済金だけにこだわっちゃおかしいけど、そういうものであるから、あえて市は指定管理者に対しても、そこから収益は上がらないということになるかと思いますが、その辺について、財政的な面からしても考えを伺っておきたいとします。以上です。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） それでは、お答えいたします。まず1点目の第5条第4号の「市長が特に必要があると認める事業」、これはどういうものかということですが、この規定は、第5条の第1号から第3号までを包括的に補完するという規定として、設定をさせていただきました。

ですので、考えられることとしては、突発的な事項とか、特出的な事項あるいは時限的な事項といったようなものを想定しているところでございます。あえてどういうものかといいますと、例えばイベントの開催とかそのようなことを考えてはおります。

ただ、これは市長の裁量権的な規定というふうに読み取れますが、「特に必要と認める」ということを書いておりますので、やるには相応の理由がなければ、これは認められないというふうに解釈しております。

続きまして、第7条第2号、指定管理の施設の管理運営に関する業務についてでございますが、営業といたしましては、農林水産物等特産品の販売、お土産品の販売、これは仕入れから販売まで、あと飲食提供施設におきましては、この運営ですが、仕入れ、調理、販売、足湯・水盤の管理、また温浴施設の運営など、あと温水プールの管理、そちらを考えております。

また、設備の面におきましては、建物の管理のほか、各種機器の保守管理を想定しております。

また、外構につきましては、外回りの植栽の手入れとか剪定といったようなことを考えております。

続きまして、第7条第5号、市長が認める業務、どのような業務ということでございますが、これも第5条と同様に、1号から4号までを包括的に補完する規定として設定をいたしました。ですので、突発的、特出式的、時限的なものを想定してございます。

これも同様に、市長の裁量権的な規定でございますが、これも特に「必要と認める」となっておりますので、これについては、相応の理由がなければできないというふうに考えております。

続きまして、第18条第6号から第8号までの説明ということで御質問がございました。第6号につきましては、この設置管理条例の規定に従い、管理運営を行うということを前提といたしまして、開業時間とか休業日を明示することを考えております。

第7号につきましては、これは第5条に規定しています事業、また第7条に規定する指定管理者が行う業務等を明示することを考えております。

第8号につきましては、選定の方法とか、申請に対する経費に関する事項。また、質問事項の受付に関する事項、その他必要な事項ということになってしまいますが、そのようなことを想定しております。

続きまして、5点目の施設管理上の問題に対する具体的な取決めというところでございますが、これはリスク分担ということで理解いたしましてお答え申し上げますと、施設の大規模改修、あるいは設備機器の大規模な修繕とか入替えのような多額の経費が必要なものにつきましては、市が実施するというふうに考えております。

その他、軽微な修繕とか設備保守管理につきましては、指定管理者のほうに御負担をお願いしようというふうに考えております。

続きまして、6点目です。これは第21条、選定の特例でございます。これは想定といたしましては、公的な機関に相談とか情報提供を求めるということを想定しております。例えば、観光面を得意分野とするところに相談しようということを考えております。したがって、どこにするかという決め打ちというようなところは、今のところ考えておりません。まずは相談、情報提供を求めるということを考えております。

いずれにいたしましても、この指定管理につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を必要としていることとございますので、最終的にはそこでもチェックがかかるというふうに考えております。

続きまして、第23条第4号で「市が支払うべき管理運営に係る費用の事項」の詳細ということでございました。毎年度、市が支払っております管理運営、いわゆる指定管理料に関する経費を記載する条項でありまして、基本的に、指定管理者のほうに御負担をお願いするというふうに考えておりますので、ここにつきましては、額の記載はないというふうに考えておりますが、ただ、突発的な事態に対応するための協議規定は設けなければならないと考えております。



事業コスト、そういったようなところもあるんですが、これ一部室内化、また温泉を使用することによりまして、温泉関係経費とか、あるいは屋内化によります電気料の増加は見込まれます。その他、電気設備保守とか浄化槽保守、消防設備保守、あと、ろ過機の保守とか、ろ材の交換、薬液の補充とか、空調設備、自動ドアも関わってきますが、そういったような経費がかかってくるということでございます。

失礼しました。先ほど特例のところでも1点漏れました。申し訳ございません。この特例の規定でございますが、勝浦市におきましては観光交流施設設置管理条例、これはKAPPYビジターセンターのものでございます。また、観光案内所の設置管理条例、保健福祉センターの設置管理条例等でも、このように選定の特例という条項はあります。

続きまして、8番目、資料のほうの8、9のところでございます。まず開業時間、それから休業日でございますが、これは公の施設でございますので、市長が管理権限を持ちます。ですから、開業時間、休業日は市長が決定するということになります。

指定管理者の場合におきましては、これは指定管理者が決めることにはなりますが、それに対しては、市長の承認が必要となりますので、その旨を書いたということで、市長が行う場合、指定管理者が行う場合と記載しております。

今回の条例ですけれども、本来、公の施設ということですので、市長が、まずは運営する。で、指定管理者に行わせることができるという規定で、成り立っておりますので、このような形で御説明させていただいたところでございます。

また、使用料につきましては、公の施設の使用料は地方自治法第225条の規定によりまして、使用料となります。指定管理者が、公の施設に関します使用する料金を徴収する場合につきましては、地方自治法の244条の2第8項の規定によりまして、利用料金となっておりますので、それを記載したということと、この場合は、変更等につきましては、第9項の規定によりまして、地方公共団体の長の承認を得るとなっておりますので、そういうところを9のところでも御説明させていただいたところでございます。

続きまして、温浴施設の利用料金の件でございます。それ以外のところで生じたもの、要は物販とか飲食提供施設で得られます収入につきましては、指定管理者の収入となります。

続きまして、最後、10点目でございます。施設貸与についてでございますが、施設の貸与については、清掃とか保守管理といったことにつきましては、再委託と申しますか、第三者に委託するということは書いてありますが、施設の一部を貸すというところは書いておりません。これについていろいろ調べますと、指定管理を募集する上で、収入の何%をバックするといったようなところまで設けている自治体もございましたので、ここにつきましては、その辺は検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。あと10分です。

○1番（鈴木克巳君） 10分、十分です。大体は課長の説明で、この条例については理解できました。

じゃ、これをまとめて、どこというのはなかなかないんですけど、4番目の18条の指定管理、6から18について説明を受けたときに、これを明示すると考えているということです。聞いたのは、指定管理の基準と具体的な内容について聞いたのであって、それがまだ、その後に条例に基づいてやるんでしょうけど、その辺が今、具体化していないのかということになります。今後考えるということなんですか。

あと、5番については当然の話で、ここの管理運営上の問題になる部分は、あらかじめ取決めをしておかなきゃいけないということなので、これは通常やられていることなんで、特にこれは何をどうのということはありませんが、そういうことはしっかりと対応しておいて、後で問題にならないように対応してもらいたいということです。

あと21条が、指定管理者がかなり厳しいと思うんですよ、私は。昨日も出ていましたが、設計会社の試算した数字、それと副市長も言いました6万人入れるというところが、本当に厳しいんじゃないかなと私は非常に心配をしております。ということは、受ける側も、最低6万人入らないと黒字にならないという計算になっています。この温浴施設と足湯の1階の部分で、1,200円。昨日のあの計画の中では、1階の部分で1,200円という話になっていますが、温浴施設も含めて、温浴施設も1,200円。両方使うと2,000円弱という。以前、2,050円とかそういう数字の話も、2,050円だったかな。2,000円ちょっとの話ありました、副市長ね。そういうことからして、非常に厳しい中でやっていくとなると、それでもしっかりと、いい施設なので、お客を入れてやりますよって指定管理、出てくることを望むだけですが、その辺をもう一度精査しておく必要があるのかなと。

先ほどの答えでは、ない場合、観光面を得意とするところに相談をかけるという話だと思いますが、これは、市内では観光協会になるのかなというふうに、ビジターセンターなるのかなと。DMOで認可をいただいている観光協会、これ一社の観光協会なので、もちろん営業することもできますので、そういうところを含めれば、観光協会も最初から応募するようなことがあって、これはしかるべきだと思います。

ほかに話をすると、現状としては、現在の海中公園は、県から海中公園センターが指定管理者を受けて業務を行っている中において、レストランの営業はホテル三日月がやっています。今回、改修するところの無料休憩所の中の軽食も、ホテル三日月がこの海中公園センターからの店舗貸しを受けて営業しています。その場合、三日月亭の営業の1割は、海中公園センターにバックというか賃料払っているということになっていますので、場合によってはホテル三日月にこの管理運営に参加してもらって、地元の企業ですから、ぜひともその辺でやってもらうことになって、そういうところでしっかりと営業してもらえばいいと思いますが、市から指定するというのは、その事後の話だと思いますので、そういうところも含めて、どのように考えるのか、再度お聞きをしておきます。

それとあと、温浴施設の中の温泉、新たに温泉を使うということになるようですけど、この温泉水、どのくらい金かかるのかという試算してなきゃおかしいと思います。前の水道水の場合も、年に1回しか水は交換しない。あとはジャグジー、今回ジャグジーないのか。循環型の、通して、水はきれいにしていくと。温泉となると、そうはいかない。温泉を1回だけ入れて、それを1年間回していくとなると、温泉成分というのは、どうなるか分かりますか。私は知りませんが。それで、1年間で1回だけで温泉だろうということが言い切れるのかどうか。その辺はどう考えているのか。

それと温泉水の運搬等については、さっきの答弁だと、市がもつような、23条「協定」の中で、市が支払うべき管理運営に係る経費に該当するんじゃないかというふうなことを今、課長、話しましたので、じゃ、温泉水を買うのは市の予算で別に買うのかと。これは管理運営の中へ入らないのかということについて、確認をさせていただきます。

あと市長管理、指定管理の部分については、こういうふうに書いてあるということは、勝浦市も直営ということも、最終的には、なきにしもあらずだと思います。要は、誰もやってくれないよとなったときのことも想定しておく必要もあろうかと思しますので、その辺について伺います。以上です。

○議長（松崎栄二君） 答弁のみになります。答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず18条の6号から8号でございますが、この「管理運営の基準」につきましては、先ほど申し上げましたように、この設置管理条例の規定に従い管理を行うことを前提にということで、開業時間と休業日をまず明示することを考えております。

続きまして、第7号につきましては、第5条に規定します「事業」、それから第7条に規定する「指定管理者が行う業務等」を明示しようと考えております。

第8号につきましては、選定の方法、申請に対する経費に関する事項、あと質問事項の受付に関する事項、そういったようなことを明示することを考えております。

続きまして、指定管理者の選定の特例の関係でございますが、これにつきましては、相談というのは、お願いするという意味ではなくて、情報提供してくださいといったことを考えております。ですので、公的な機関で、観光面を得意分野とするようなところに、情報をいただけないかということを考えているというところでございます。

続きまして、温泉水のことでございますが、温泉水につきましては大体、運搬経費を含みまして、1立方メートル当たり3,000円と見込みます。今回4トンですから、1万2,000円。これを使う場合につきましては、濃度10%で仮定しますと、週1回、補給しなければいけないというところから、年間で62万4,000円ぐらいです。これ、「ぐらい」を考えている。見込んでいるということで、これは当然この後、諸条件で変わってきますが、目安としてお答えさせていただきます。

また温泉水、近隣のものを持ってきますと、アルカリ性が強いので、塩素が効きにくいといったようなことでありますから、そうなってくると、この薬液のほうの費用も余計かかるということも考えていまして、その辺はコスト増になるということで考えております。

また、これについて、事業コストの面で御説明いたしました、これにつきましては、指定管理者のほうにお願いするということです。保守管理とか電気料増加、温泉関係経費、また保守に関しますお答えをいたしました、これにつきましては、指定管理者のほうにお願いする予定で考えております。

また、直営でといったような御質問がございました。これにつきましては、この設置管理条例の構成上、まずは市長が管理し、指定管理者を使うことができるという構成になっております。

しかしながら、行政が行うというよりも、こういうのはノウハウを持った民間がやるほうが、より経営というのはできるというふうを考えておりますので、指定管理者のほうをなるべくといいますか、指定管理者のほうにお願いしたいというふうを考えております。以上でございます。

○1番（鈴木克巳君） 一点だけ、最後。

○議長（松崎栄二君） いや、既に質問時間、超えましたので。

○1番（鈴木克巳君） 3回やらせてよ。

○議長（松崎栄二君） だめ、認めません。

○1番（鈴木克巳君） これ、大事な話ですよ。

○議長（松崎栄二君） じゃ、特に。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 時間ないのは分かっています。30分って決まったの、分かっています。端的に言います。最後の温泉水を今、課長は4トンで1万2,000円ですか、1立米。で、週1回、入れ換えるということで、62万4,000円が見込まれるということです。そして、その中にはpHの問題もあるようですが。

これ、どこから、どういうふうを買ってくるというの、今後、指定管理者が自助努力でやるんでしょうけど、金額を出すということは、この範囲でやるという話になってくると、例えば100万、200万になったときに、指定管理の収入がどんどん減っていくわけ。逆に言えば、赤字が増えていくわけ。そこのところをしっかりと改定してもらいたいんで、この温泉水をどこから持ってきて、どういう運搬ルートで、どんな形、タンクローリーになるのか。まさか手で運ぶってわけにいかないし。私は鶴原館からパイプラインでも引けばいいと思うけどね。

そういうことを含めて、どういうふうにするのかだけ、お聞きします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。これ、1立方メートル当たり3,000円というのは今回、実施設計をお願いしました石井建築事務所のほうから、平均的なものをお伺いして、計算しているところでございますので、現在、どこから持ってくるといったようなところまでは、まだ決定しておりません。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 次に、戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 私からは、条例について2点質問いたします。まず1点目、議案第27号 勝浦市かつうら海中公園滞在型観光施設設置管理条例と議案第30号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

まず、議案第27号について伺います。まず第5条ですが、施設の行う事業の中に、温浴に関わる条項が入っておりません。この温浴施設の運営についてどう解釈し、事業を運営していくのかということについて伺いたいと思います。

また、第13条「使用料」について伺います。2項を見ますと、使用料は「別表に定める額の範囲内において、市長が定める」とあります。また別表では、使用料1回当たり1,200円というふうに書かれています。この1,200円という額について、改めてこの算定根拠と、今後、指定管理者との協議において、1,200円という額はちょっと高いなというふうにも思うんで、指定管理者との協議において、これが不安材料とならないのかどうか、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

第14条「使用料の減免」について伺います。こちらは、市長が必要と認めるときに使用料の減免を行うとありますが、これはどのような場合を想定しているのか。また、その場合の指定管理者との協議についてはどうなるか、お聞かせください。

議案第30号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について伺います。まず、国民健康保険税額の引下げ、今回行われるわけですがけれども、今回、引下げとなった経緯について、その詳細を伺います。

また、この引下げが続くのかどうか、今後の財政的な見通しについて伺いたいと思います。

その上で、勝浦市の今の国保税額について、県内の他市町村との比較状況について伺いたいと思います。以上です。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。私のほうからは、第5条の施設が行う事業の中に「温浴」という言葉がないというところがございます。今回、条例を作成するにあたりまして、いろいろと参考資料を集めまして、その中で、東かがわ市の温浴施設条例の規定を参考に、休養、保養のための施設の提供に関することというのがございましたので、ここを何とか盛り込めないかというふうに考えてみたところでございますが、現状、この温浴施設は、どちらかという観光的な意味合いが強いということと、また市内にも温浴施設やっぺらっぺらとところも多いいということ、あえて行政として温浴施設を規定するという必要性があるのかということから、「観光産業、農林水産業等の振興に」という規定に包含するという形で、今回はこのような形で規定させていただきました。

続きまして、1,200円の算定根拠でございます。まずスタートといたしましては、3月5日の全員説明会で概算として提示しておりますが、それをまず基本といたしました。収支を推計しますと、これにつきましては、いろんな条件でよくなったり悪くなったりするところがございます。今回の条例は上限を設定することから、1,500円ぐらいを考えてみたところでございますが、全国的に類似施設の状況を確認しましたところ、これは全部で23か所、公設6、民営17確認したんですが、これを比較検討した結果、1,200円というところになったというところがございます。

なお、公設6か所につきましては、500円から1,050円の間を設定されておりました。そういった比較検討した結果1,200円ということで、今回は提案させていただいているところでございます。

また、14条の「使用料の減免」についてでございます。想定につきましては、市または市の機関が使用するときなどを想定している。あるいはまた、例えばこれロケーションに使っていただけるときなどを想定はしておりますが、できるかどうかは別にいたしまして、そういうようなことは考えているというところがございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 次に、大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） それでは私のほうから国民健康保険税条例の一部改正について、引下げの経緯、詳細と、県内の順位ということで、それについてお答え申し上げます。

まず、引下げの経緯でございますが、国民健康保険の加入者の所得が固まりました4月後半に、現行税率で本年度の国民健康保険税の収入見込みを試算したところ、当初予算に計上した保険税額に比べて、約2,800万円の収入増が見込まれる結果が出ました。この要因は、国民健康保険加入者の所得が、当初予算時に見込んだ所得ほど落ち込みがなかったということでございます。このため、当初予算に計上した保険税の確保を前提に考えた場合、税率を見直す余地が生じました。

ただ、今後の国保財政の見通しを十分踏まえた上での税率引下げでないと、好ましくないわけでございます。そんな中、一方で、保険税の令和2年度決算見込みで、留保財源が増加することが見込まれ、また現在、財政調整基金の残高が1億円ございます。国民健康保険の財政見通しについては、この後、市民課長から説明があると思うんですが、このような国保財政の現状を踏まえて、令和3年度の保険税の検討をした結果、保険税額を引下げ、被保険者の負担を軽減することが可能と考えました。

具体的にどの税率を引き下げるかの検討にあたっては、県が示す標準保険料率を参考にいたしました。標準保険料率は、各市町村のあるべき保険料率の見える化と、各市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる数値という役割を担っておりまして、県が算定して、各市町村に示している数値でございます。

本市の場合、所得割、均等割、平等割の3方式による算定をしておりますが、この3方式について、県が示しました市町村算定方式に係る市町村標準保険料率と本市の現行税率を比較しますと、基礎課税分について所得割、均等割、平等割のいずれにおいても、標準保険料率より高い状況でございます。このことから、この乖離を解消することにより、被保険者の負担の軽減を図ることが適切な対応と考え、基礎課税分に係る所得割を0.2%、均等割を1,700円、平等割を1,900円、それぞれ引き下げる改正案を提出したわけでございます。

こういった検討を重ねておりますので、この税率については、すぐ来年、上げるといったことは、ないと確信しております。

あと県内の順位でございますが、千葉県国保事業充実強化推進協議会が発行しております保険料（税）に関する実態調査表の最新版によりますと、令和元年度における1人当たりの調定額、本市については9万2,201円で、県内54市の中の低いほうから23番目の位置にございます。参考に平成30年度と平成29年度について申し上げますと、平成30年度が低いほうから13番目、平成29年度が低いほうから23番目となっております。以上です。

○議長（松崎栄二君） 次に、岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。私のほうからは、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の今後の財政見通しについて、御説明いたします。

まず、令和2年度の決算見込みでございますが、歳入歳出の差引決算が約1億1,400万円となりまして、これが歳計剰余金、いわゆる留保財源ということになります。令和元年度末の留保財源が6,693万9,000円でありましたことから、約4,700万円、令和2年度で増加したことになります。年度当初の見込みでは、2,000万円ほど赤字になるだろうと見込みまして、この留保財源も目減りすることを想定しておりましたが、一転、黒字となり、留保財源が増額したことになります。

そして、この黒字の要因でございますが、複数の原因がございまして、まず歳入側では、保険税の収納額が想定より落ち込まなかったことや、県の特別交付金が増額したこと。また歳出側では、コロナ禍における例えば人間ドックの助成利用者の減や、健診の受診者の減少などにより、保健事業での歳出が抑制されたことなどがございます。

このように、令和2年度の黒字というのは、前向きな要因と後ろ向きの要因というのが、ない交ぜになったような結果の黒字でございます。

したがって、現在、国民健康保険が保有する財源というのは、財政調整基金1億円と令和2年度の留保財源1億1,400万円の合計2億1,400万円ということになります。

コロナ禍にありまして、結果、増額いたしました財源の一部で、被保険者の負担軽減を図るといった目的もあり、今回、税率の引下げの御提案をすることでございます。

また、今回の税率引下げには約1,900万円を補填する必要があるございますが、これは現在の国保財政に大きく影響するほどの規模ではないと考えており、当面は、この保有する財源を充当しながら、まずはこの引下げた税率を維持していくことと同時に、健全運営にも努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 質疑の途中ではありますが、11時15分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（松崎栄二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 議案第30号については、よく分かりました。大変詳細な御説明をいただきました。近年の新型コロナも含め、様々な社会的な要因であったり、医療的な状況であったりによって、留保財源が増加したと。それに伴う引下げということで、大変よく分かりました。

しかしながら、財調を含め2億円程度の中で、それほど余裕があるというわけでもありませんので、また、保健事業の歳出が減ったことも要因に挙げておられましたけれども、これがまた来年以降どうなるかということも分かりませんので、引き続き健全運営に努めていただくとともに、県内の状況についても、低いほうから23番目ということで、こうした前向きな情報というか、正しい情報を正しく伝えるのが行政の役割だと思いますので、情報発信のほうをしていただければというふうに思います。御答弁、結構です。

議案第27号について再質問いたします。まず第5条の関係で、温浴についての分がないということ質問したんですけれども、必要性について議論されたという中で、観光と農水の振興の中にこれを含めるんだということでありましたが、これまでの議会での議論を再確認いたしますと、温浴施設であるということが、かなり重要な部分として議論をされてきました。

であれば、やっぱりこれはしっかり明文化したほうがいいんじゃないかなというふうに思うんです。一体、何の施設か。何のための施設かということにもなってしまいますし、我々議員としては、これまでの議論がありますから、これが温浴施設だということはよく分かりますが、市民、観光客にとっても、これは温浴施設としっかり銘打ったほうがいいんじゃないかと思います。いま一度、お考えを伺いたいと思います。

第13条「使用料」についてです。先ほど、類似施設と比較されたということでもありますけれども、県内で考えてみると、この類似施設とはいっても、同じように若者をターゲットにした温浴施設というのがなかなかありませんので、そこはかえって大きな強みにもなると思うんですけれども、この1,200円という具体的な額を条文上にこういうふうに記載してしまうと、指定管理者としては、やはりこの条文を読み込むと思いますので、この金額ではなかなか対応できないなということが出てくるのを危惧しております。

ですから、あえてここで1,200円と定めずに、「指定管理者と協議の上で定める」等にしておいたほうがいいのかなという気がするんですが、この点については、いかがでしょうか。

また、第14条です。「使用料の減免」について。市だったり、市の機関であったり、ロケーションサービスが使用する場合等を想定しているということではありますが、これも集客を前提としている施設です。ましてや市税を投入する施設であります。ですから、利用者全てに公平であるべきで、その上で、収益も上げていかなきゃいけない施設ですから、減免というのをしづらい施設なんじゃないかなというふうに思うんですけれども、この辺、いま一度お考えを伺いたいと思います。以上です。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず1点目、第5条のところですが、確かに、温浴施設ということで話が出ているのは事実でございます。しかしながら、施設の目的といたしましては、魅力的な観光地の基盤づくりの強化、観光産業、農林水産業等の振興に資するというところ、そのために滞在型観光施設を設置するというふうになっております。

ですから、温浴施設にとどまらず、施設全体として見ていくというところから、温浴施設という言葉は使わずに、要は観光、それから観光産業、農林水産業等の振興ということを中心にやっていきたいために、このような規定にしたというところでございます。

また、使用料につきましては、額のほうを定めないとまずいということから、このようなことにさせていただきました。先ほどちょっとすみません。答弁、訂正させていただきたいんですが、私は公的施設500円から1,050円と言いましたが、一番安いところは450円のところもございました。これは大変申し訳ございません。

ということで、何にしても、これは数字を定めないことにはいけないと思いますので、このような形で出させていただいたというところでございます。

また、第14条のところでございます。確かにこれは収益を上げていかなければいけないというところから、減免というのは、そういったようなお話を伺うのも、たしかではございますが、ただ、これ公の施設でもございますので、やはりある程度の状況……。ですから、市または市の機関が使用するときなどは、減免しなければいけないのかなというふうには考えているところがございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに、ないですか。

次に、狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） 私からも議案第27号 勝浦市かつうら海中公園滞在型観光施設設置管理条例の制定について、お尋ねをさせていただきます。前段の同僚議員の内容と若干重なる部分もございますけれども、お尋ねいたします。私の質問は、そもそもどうなのかという部分になってくるんですけれども、今回上程されました管理条例案に対して、どうしても拭えない疑問が一つございますので、そこについて質問させていただきます。

それは第6条「指定管理者による管理」という部分でございます。議案条文にあるように、指定管理者の制定については地方自治法の規定によるものですが、同規定によりますと、対象となる施設は公の施設ということで、明記がされております。この公の施設というのは先ほど来、答弁の中で課長から複数回、使われている言葉ではありますが、この公の施設というのが何を指すのか。これも同法によって、はっきりと規定をされております。これは住民の福祉——この場合の住民は市民でございます——増進する目的をもってその利用に供する施設と、はっきりとした文言で明記をされております。

この部分に照らし合わせますと、当案で示されています当施設の設置目的、具体的には条例案の第2条、設置目的ですね。及び第5条、これにより実施する事業、この辺と照らし合わせますと、先に申しあげました公の施設の定義とは合致しないと受け取っております。

このかつうら海中公園滞在型観光施設は、これまでの説明あるいは議会質疑の経緯、また今回提案された本条例案の内容から総合してみますと、公の施設ではないという解釈を私はしております。ゆえに、当施設については、指定管理者による管理そのものが認められないのではないかと疑問を持っているわけです。

本事業は、国の交付金を財源の一部とするものです。後々に国政監査等を通じて、指定管理者制度の適用が不適だということで、多額の市民の血税を投じる当施設の運営がまかりなりませんという事態を危惧している立場から、さきに挙げました私の疑問に対して、解明をお願いいたします。



○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。確かに、今回の海中公園の滞在型観光施設につきましては観光施設というところで、御議論等されているところでございます。

今回、公の施設の定義というのは、どういうものかというところで、これは5つございまして、まず住民の利用に供するための施設、それから当該地方公共団体の住民の利用に供するための施設、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設、普通地方公共団体が設ける施設で、普通公共団体が設けるものというふうになっております。最後の2つにつきましては、勝浦市が建設し、勝浦市が設置しますので、これについてはクリアしていると。

あと、最初の「住民の利用に供するため」というのは、これにつきましては、条例の中には、住民は使えないといったようなことは入っておりません。住民の方も御利用いただける施設でございますので、これは該当するというふうに考えております。当該地方公共団体ですから、勝浦市の住民が使えるということから、最初の2つもクリアしているというふうに思っております。

特に今回、トイレも外から使えるようにいたしました。また、住民の方、足湯もあそこは無料で使えますので、おいでいただいて、足湯につかって、ゆっくりしていただいて、また帰る。それでも構いません。そういったように使えますので、これはクリアしていると。

最後に「住民の福祉を増進する目的をもって」、ここの部分でございます。住民の福祉を増進する目的につきまして調べてみますと、これは意見として載っていたんですが、生活保護、子育て、高齢者、障害者支援など社会的、経済的弱者のような公的支援だけでなく、もっと広い幸せを意味するというふうな記載がございました。

地方自治法のほうをちょっと見てみますと、第1条の2に「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし」というふうなくだりがございます。この解説を見てみますと、ここでいう「住民の福祉」とは、老人福祉、児童福祉、社会福祉、社会福祉法人等で用いられ、社会保障、社会援護等を包括するものとして一般的に用いられています、ある意味、狭い意味での福祉を指すものではなく、より広く住民全体の利益、地域における公共の利益を指すことというふうに書かれております。

したがって、この施設につきましては、福祉でいうと、先ほど申し上げたように児童福祉、高齢者福祉みたいな話になりますが、そういったことではなく、公共の利益を得るためというふうに考えられるというふうに思っております。したがって、この施設につきましては公の施設であるというふうに考えているところでございます。

また、これ大阪地裁の判例がございまして。その中で書いてあるのが、当該施設が、住民の利用に供されるためのものか否かは、当該施設に関する条例の規定や、当該施設の使用・管理の実情などを考慮して判断すべきでありと書いております。ですから、条例の規定や当該施設の使用管理の実情と書いてございますので、そういったことから、公の施設ではないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） 御答弁ありがとうございます。課長、その「住民の福祉」という部分について、細かく御丁寧に御説明いただいたんですが、私もこの「住民の福祉」というところで申し上げるにあたって、例えば福祉課あるいは高齢者支援課で扱う福祉という意味では捉えておりません。広い意味での住民の福祉ということで考えております。

まさにキュステ、ここでも同様の条例が定められて運営されていると思いますが、まさしくこういうケースだと思うんですね。それは承知した上での質問でございます。

内容としては、いろいろな判例までも出ましたけれども、実情がそうであれば、適用できるんだよという広い解釈だと思います。ですから、その実情をどのようかといいますと、先ほど来、言っています。計画から協議、議決までの間に常に観光施設ということで、住民の使用ということは出てきておりません。こういった我々の質問に対して、ようやく課長から出てきたというのが実態でありますから、これが実態であるならば、先ほどの判例というのは当てはまらないと思うんですね。

これは住民の福祉に供するものだというところ、あえて言うならば、5条の第4、先ほど同僚議員からも指摘ありましたけれども、「市長が特に必要であると認める事項」に対しては課長、先ほどの答弁で、はっきりと補完事項と位置づけてあるわけです。市長の裁量事項として、補完事項として設けていますよと。これは、特別な事情があるような場合に使う項目なんですというのを、先ほどの答弁の中で述べているわけですね。すると、これが施設の実態だよということを前提に出して、適用ができるのか。公の施設として、判断する根拠になるのかということなんです。

私が恐れているのは、先ほど言ったように、この件に関しては、私はこういう考えがあるんですよと、二、三、執行部の方にもお話ししましたが、大丈夫なんですというお話は頂いておりました。ただ、こうして条例、条文になって、一つ一つ見ていくと、やはりつじつまが合わないんですね。この事業をこれによってストップするなんということとはできないと思いますので、私としては提案の形で出したいと思うんですけれども、本当はもっと明確な根拠をとということなんですけれども、そこまでの御用意はないと思いますので、後日にでもお示しいただければと思いますが、前段者もおっしゃっていましたが、この辺の不整合をただすといいますか、この条文からは、住民の福祉への供与というものが読み取れないわけです。ですから、何項目ある、例えば設置目的、2条の中、あるいは第5条にある事業内容の中に、この「住民の福祉に供する」という部分をはっきりと、形として見えるようにして出していく、そういった修正が必要なのではないかと思うんですけれども、これについては、いかがですか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。ただいま御意見、頂戴しました。「住民」という言葉を入れるということは、そういったような御意見も確かにあろうかと思います。

これも先ほど来、ずっと観光施設というふうに言われてきたり、あるいは黒字化といったような御議論等していただいているところでございますが、今回、この御質問を契機に私のほうもいろいろと考えていまして、そもそもこれは住民の福祉の増進を目的ということである。それは公共の利益であるということをお考えますと、公共の利益のためには何が必要か。観光振興であり観光産業、それから農林水産業等の振興であるというところ。そのためには何が必要か。で、この施設という形でなるのではないかなというふうに思っております。

ですので、この事業を成功させるため、黒字化するため、いろいろとやっておりますが、最終的にその目的というのは、公共の利益ではないかなというところと考えておりますので、御意見等ありがたいいただきまして、私もこの件に関しましては考えさせていただいて、本当にありがたいと思っておりますが、これで何とか対応できるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） ただいまの課長の答弁によりますと、ありとあらゆることが全て許されてしまう、そのように思うわけです。

この条例は、かつうら海中公園滞在型観光施設における管理、その一点について決めているものです。そこまで大きな視野で見るとすれば、条例そのものは必要ないのではないかと。

もう一度申し上げます。この条例内には、これが公共の施設だという捉え方のできる根拠、つまり住民の福祉増進に関わる文言がございません。よって、そういう客観的な判断ができない。しかし、そういうものなんだということであれば、当然にそこに明記するという必要があると思います。

これによって勉強すると言われましたけれども、課長が勉強している間にこれが施行されるのであればいけないと思う。これから委員会もありますので、そこまでの間に御協議いただいて、よい結果をいただければと思います。御答弁は結構です。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） 今の狩野議員の質問にお答えいたします。基本的な公の施設の解釈については、先ほど担当課長のほうから申し上げたとおりでございます。そして一番懸念されるのは、これが公の施設になるのか、どうなのかという一点に尽きると思うんですけれども、この辺の解釈につきましては、あくまでも自治法上は「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と、この一点だけでございます。具体的な事例というのは出てございません。

その中で、何が公の施設に該当するのかということにつきましては、総務省の自治行政局による公の施設の内容例というのが出ておるところでございます。その内容例から申し上げますと、レクリエーション施設としては宿泊休養施設、施設としてのホテル、それから国民宿舎等が掲げられております。いわゆるこれが公の施設に該当するというような認識でございます。それから休養施設としての公衆浴場、海・山の家等が、そのほかにまた道の駅等が、公の施設として該当するというような例示がございます。

したがって、私どもが今後、建設しようとする滞在型の観光施設についても、当然にこの公の施設に該当するというような認識を持っているところでございます。事例から申し上げますと、間違いなく公の施設になるのかなと私は考えてございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 発言通告者は全て終わりました。

ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 私から関連で、前々前段者からもいろいろ、また今ですね。確かにこれ公共の施設ということで、私もその辺のことをちょっとお聞きしたいがゆえに、その辺の投資したお金、2億円以上のものが勝浦市税の中で入っていく。

そこにこれを指定管理者が受けて、そして指定管理者がそれを事業として展開する。これが黒字になるか赤字になるかは、1,200円がどうのこうのという問題もあるんでしょう。

そこで、勝浦市は全く税収としては、地元業者であれば、税収は本社とか営業所があれば、税収は、もうかっていけば上がるんだろうし、税率の中で。そして、また消費税も上がるかと思えますね。その辺で、これ、全く公共の福祉の施設としての問題で処理されて、勝浦市は、ただ観光、いろんな面、産業の面にこれが寄与していくんだという方向での指定管理なのか。少しは

これ、勝浦市の当面の話ですけど、財源のあるなしの話にまたなるんですけど、その辺の問題はどうか。

そして、先ほど鈴木議員も言ったように、大体計算すると、月当たり百六、七十万円の1.2%で金利計算すると、勝浦市はそれを市債なのか、起債なのか。戻していくものもあるんでしょうし。その辺で、前段で話した件と、どうかなのかという問題、一点ですね。

そして、8条、何条かは皆さん聞いているから分かるんですけど、8条で、6時までを営業時間として、これを延長することはいいんだという8条の規定の中に、これを延長したときに、指定管理の料金が、独自に指定管理者が運営するのであればいいですけど、勝浦市のほうに管理が、これ少しどうかという見直しをかけられるのか。そういう面の話があってはならないでしょうと思うだけですね。それ、2点目。

そして、市長の権限で承認を得て減額すると、9条ですね。9条は、市長の権限で減額すると。この条文を読んでいくと、増額するというの、どこにもないんですね。もう減額するという。14条においても、使用料の減額すると。そういう面だけの話しか出てこないで、前もって運営上で、私はこれ賛成であるんですけど、これを一つの起爆として、しっかりと運営してもらいたいから、こういう問題提起というか質問しているんです。そこで、苦しいという話は私のほうの考えですけどね。やるほうは、しっかりやるんだと、昨日の市長答弁でもあった。その中で、減額だけの話しか出てこないんです、この条例も。

そういう意味、踏まえまして、あとは飛んじやって申し訳ないですけど、10条の4項、指定管理を選定していく上です。ね。（「10条じゃないんじゃない」と呼ぶ者あり）10条の4項、ないか。10の4というのが、どこかにあったな。私、書き間違えた。

要は選定基準ですね。この中で、これは公募して、指定の取消しとか回復とか、ここへ書いてあるんですけど、基準として。その基準の中で、勝浦市も市税を入れた中で、本当は市民の皆さんが公募して、やっていただければいいんですけど、これがほかから来ると、仮にそれが1億円でも2億円でもの税収というのは上がってこない。その辺の選定基準、この辺はどう見ているのか。それだけお願いします。

それともう一点、13条、さっきから出ていたように別表。この条例の中に別表ぐらいつけてくれたっていいじゃないかと思うんですよ。要するに13条のところにも別表と書いてあるんだけど、何かつけちゃいけないのかという問題もあるんですけど。（「ついてないの？」と呼ぶ者あり）俺のところ、ついてない。そう、じゃごめんなさい。それは分かりました。

その中に、消費税は当然、事業者が払うんですけど、勝浦市の入湯税、この辺はどうか。当然、入湯税は頂くんですよね、お湯を持ってくる。それは違うのかどうか、その辺、お答え願います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答えいたします。まず1点目の、財源というところでございますが、これにつきましては、例えば今後、施設が収益上がりまして、それが市のほうにバックされるかどうかというところで理解して、御答弁させていただきますが、これにつきましては、そういうふうになれば非常にありがたいところでございます。

ですので、指定管理者を公募する際に、ほかのところでもありますけども、売上げとあります。収益の何%を戻すと。指定管理料を払うけども、収益を何%戻すとといったような形で、公募

しているところもございますので、それにつきましては検討していきたいというふうに思っております。

続きまして、9時から18時、午前9時から午後6時まで、この辺のところでございますが、これについては、市長の権限で、それに短縮したり延長したりすることができるというところがございます。これは例えば夏の期間とか、もし必要であればできますし、あるいは大みそかから元日にかけて、こういったところも、集客が見込めるのであれば、それを変えて対応できるといった形で、規定させていただきました。

続きまして、使用料の上限でございますが、これは上限を設定したものでございます。減免できることにつきましては、先ほど御説明いたしましたとおりし、市または市の機関が使用する時などは減免できるというふうな形で規定させていただきますが、これは上限を定めたものでございますので、増額につきましては、できないということでございます。

また、選定基準につきましては、営業していただきますので、黒字になっていただくというのが、これは前提条件となるというふうに思っております。

また、この1,200円に対します消費税、入湯税の関係でございます。これは、徴収する額の上限を定めたものでございますので、消費税、入湯税は含んだ額というふうにしております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 課長、最後が聞きづらかったんだけど、私、耳悪いのかな。何て言いましたか、入湯税に消費税は。いや、じゃ。ちょっと聞こえなかったんだけど、それは、もらうということでは考えられないでしょうから、当然の話だから。

要は、確かに道の駅の関係でも、先ほど副市長が言うように、これは福祉の問題だと、施設ね。当然やっぱりパーセントで頂いているんですよ。実際、どこでも。頂いてないところが、どうなのかという問題のほうが、分からないし。

そこで、これが、やってみないと分からないから、そういう言い方で、課長も戸惑う問題なのかと思うんですけどね。前提的にそれが5%なのか、10%なのか。ある程度の基準内容を引きながら、福祉に関与して、産業のほうに活性するという話であればいいんですけど。口開けてから決めるのか。契約のときにどうするのかというその辺がはっきりして、方針……。例えば5%か10%でも、その辺をしっかりと見詰め直していかなければいけないんじゃないかと思います。

今、この条例は賛成……。なぜこういう話を言っているか。議会で、しっかりもんでおかないと、今度は過ぎ去ったときに、あのときこうだから、こうでしょって。それは住民に失礼になるんです、私は。だから、私もここで質問、聞いているだけです。その辺お願いしたいのと、答弁はいいですよ。答弁したって、分からないでしょうからね。

この選定の中に、公募は当然、皆さんも考えていることでしょうけども、できれば市内業者の中から、ある程度の会社なのかどうなのか。その辺の問題で、例えば事業の形態にしても、市内で運営していただかなければ。（「寺尾さん、やるか」と呼ぶ者あり）俺はやらない。市内で運営していただかなければいけないのかなと思う中の、一つの勝浦市の方向性というのはないのかということ聞いていただけです。これは全国から、今、コロナの中で、みんな大変な中で、これが来るのか来ないのかもありますけど、地方に流れて仕事をしたいとか、また地方で生活したいという人間は、ある程度のレベルではいますからね。そうしたときに、こんないい条件で、

どれだけ稼げるか損するか分からないですけど、そういう思いで、その辺のことを考えながら、この辺の条例が決まって、選定するときにはお願いしたいという要望でいいですよ。

話はそっちこっち飛んで申し訳ないけど、管理の問題は先ほど来から、自動ドアから全部、指定管理のほうで維持管理はしていくんだという中で、懸念される問題が、例えば空調機、機械類に関しても、温泉の機械にしても、突発的に壊れたときに、保証期間もあるんでしょうけど、その保証期間を過ぎたときに、勝浦市がその辺の問題までね。安い問題じゃないですよ。家庭用の空調機が1個壊れて、五、六万の話じゃないから。その辺のある程度の仕切りというのは必要なのかなと思うんですけどね。保証期間ありますよ、5年とか7年。たまたま5年たったら壊れたとか、7年たったら壊れた。それはじゃ、勝浦市さん、お願いしますよと言われても困るし。やるほうにしてみれば、全部お願いするほうが楽だし。そういう面も今後、精査して、この条例は進めるべき問題ですから、分かるんですけど、一応、苦言呈しながら、この辺の話で終わりにしますから。

○議長（松崎栄二君） よろしいですか。答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答えいたします。先ほど最後のところ、聞きづらくて申し訳ございません。今回の1,200円に関しましては、消費税、それから入湯税、それも含んだ数字でございます。

あと、市内の業者で運営というところが、失礼します。その前に税収のところがございました。確かに調べたところによりますと、利益を生じたところが、市で納入する契約を結んでいるところもございますし、また、それが全くないというところ、利益配分金納入はないといったところもございます。ですので、ここは経営のといえますか、今後の収支状況を確認した上で、ちょっと検討していきたいというふうに思っております。

また、市内での運営という御質問ございました。これにつきましては、市内であろうと市外であろうと、適正に施設を維持管理・運営していただきまして、収益を上げていただく業者であれば、非常に助かりますというところでございます。

また、大型機械の補修についてでございます。これは、協定を結ぶ際にリスク分担を決めます。要は、この部分については指定管理者ですよ。この分については市ですよというリスク分担を定めるところでございますが、大型機械、大きな機械、要は大規模修繕に関わるものについては、市のほうで対応しなければならぬかなというふうには考えております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 最後ね。お客を迎えるにあたって、ここにはないんだけど、その施設を運用する入湯の1,200円。そこに入りに来る方は当然、車で来ますよね。

そうすると、今、駐車場200円とか300円で取っているものは、そこは払って風呂に行くわけですよ。という感覚で物をしゃべっているんだけど。その辺の駐車場の問題は無料なのか、無料じゃないのか。指定管理者だって、集客するにはどうするかと。じゃ、海中公園に行ってくればと。海中公園は幾らかというと、私も行ってないから分からないんだけど。海中公園へ入ったら、何がどうするのかという特典とかそういうものも、指定管理者との話というのはあるのかどうか、その一点だけ。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。議員御指摘のとおり、確かに今回のこの整備

計画には駐車場が入っておりません。海の博物館の駐車場を御利用いただくというふうに想定しております。したがって、駐車料金はかかってしまうということになります。

ただ、今後、この施設が整備されまして、指定管理者が決まりましたということであれば、そういったところは海中公園とも話し合いながら、例えばセット料金とかそういったところは検討していけるというふうに思っております。何分、これ指定管理者が決まらないことには、話が先に進みませんので、それについて、適正な管理者が決まるように努力していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。末吉定夫議員。

○15番（末吉定夫君） 今、前段者のお話の中で、例の海中公園なんだけども、入湯税の話が出たんですけども、これは1,200円の中に入湯税と消費税が入っているということなんですが、全員にその入湯税を取るわけですか。

たしか14歳以下は、入湯税はかからないという、税務課かどこか、規則みたいのがあるんだけども、その辺はどうなんですかね。14歳というと、たしか14歳だと思うんだけども、小学生と中学生の境みたいところで、中学生か。それを見極めるのも、すごく大変なんだよね、入湯税を取る、取らないという。その辺はどういうふうな考えでいますか。

あるいは、子供料金なんというのも設定するものなのか。どういうふうな形のものか、ちょっとその辺を教えてくれれば。以上。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） 入湯税のお話が出ていましたので、私のほうから御説明します。まず入湯税の取扱いですけれども、この施設は鉱泉浴場に該当しますので、入湯税の対象施設にはなりません。

あと、減免になるか、ならないかという件ですけれども、（「聞こえない」と呼ぶ者あり）この滞在型施設の温浴施設は鉱泉浴場に該当しますので、入湯税の対象施設ということで、なりません。

あと、減免については、うちのほうで減免取扱要綱を定めておりまして、それに該当するケース、例えば今、議員がおっしゃったように、生徒児童のケースでございますと、学校教育活動に参加した児童生徒、学生及び引率教員については、減免というような規定がございますので、これに該当したケースであれば減免になりますが、年齢が小さくても、この活動以外の場合においては、減免にならないのではないかと、今、税務課のほうでは理解しております。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。末吉定夫議員。

○15番（末吉定夫君） 初めて聞いたんですけども。学校とかそういう関係だったら減免対象になるんですけども、そういうのじゃなきゃ対象にならないというようなことを聞いたんですけども、それでいいんですか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） すみません。今、発言しましたが、ちょっと訂正いたします。入湯税の減免については、まず年齢、12歳未満は減免ということになっておりますので、年齢で12歳未満は減免になります。申し訳ございません。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。末吉定夫議員。

○15番（末吉定夫君） たしか14歳、12歳だったっけ。

○議長（松崎栄二君） 12歳。

○15番（末吉定夫君） 12歳だったっけ。じゃ、ごめん。12歳ですね。その辺、見極めるのは大変でしようけども、ひとつ。よく分かりました。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第26号及び議案第28号、以上2件は総務文教常任委員会へ、議案第27号及び議案第29号、議案第30号、以上3件は産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（松崎栄二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第31号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算、議案第32号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 議案第31号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算について、発言通告書に基づき、質問させていただきます。

20ページ、8款消防費、1項消防費、3目災害対策費の中の地域防災対策事業426万8,000円についてであります。補足資料の説明によりますと、防災ブックの作成業務委託料としての426万8,000円。土砂災害警戒区域更新に伴う作成ということで、B4サイズ、40ページ、1万部となっております。

この件についてでありますけれども、1点目につきまして、まず今回、土砂災害区域の選定の更新となっております。今回、土砂災害区域を更新する、選定となったプロセスについてお聞きいたします。

2点目といたしまして、新たに該当する土砂災害区域の数をお聞きいたします。

3点目といたしまして、土砂災害区域内の住民への周知方法についてお聞きいたします。

4点目に、今回、この防災ブック、1万部ですけれども、防災ブックの配付方法についてお聞きします。以上です。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） お答えいたします。まず、選定のプロセスですけれども、土砂災害防止法に基づきまして、県が基礎調査を行う。この基礎調査が済みますと、速やかに調査内容を公表し、そして住民の説明会を開催した後に区域を指定する、このような過程になっております。

そこで、県の基礎調査ですけれども、これまでに確認されている土砂災害のおそれのある箇所を、地形図を基に地形や地質、また擁壁の状況、周辺の土地利用など現地を確認するとともに、



宅地の位置関係を簡易測量するというような調査であります。

次に、新たに該当する数ですけれども、今回の調査では435か所。内訳といたしましては、急傾斜地が405か所、土石流のおそれがあるところが30か所あります。

次に、区域内の住民への周知の方法でありますけれども、さきに答弁のとおり、住民説明会を行うことになっております。しかし、このたびの指定につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のために、県が住民や地権者に関係資料を送付しまして、電話での相談などを受け付けるということに変えております。

よって、関係者には全て周知ができているものと考えております。

最後に、防災ブックの配付方法でありますけれども、各区長に依頼して世帯配付を行う予定であります。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 県のほうで、いわゆる基礎調査をもとにということで、この住民への周知方法についても、今こういう状況ですので、個別に電話で、それも県のほうでやるということになるかと思いますが、分かればいいんですけど、この該当する世帯、住民数を、人口じゃないですね。が、分かれば。これ通告していないので、分からなければ、別に構いませんけれども、それをちょっと今、御答弁を聞いた中で、お聞きできればと思いました。

あと、昨日、一昨日だったかな。読売新聞だったと思いますけど、千葉県内の公立学校の土砂災害の該当する公立学校の何校というのが出ていました。これ、今回の防災ブックと関係ありませんけれども、土砂災害に該当する場合、公立学校って避難所になっているケースが多いんですね。勝浦市で該当するのはあるかどうかと考えたときに、これ通告の後の新聞報道だったんで、今回のお答えいただかなくても結構なんですけど、長生のほうなんかですと、一宮川の氾濫で、結構出ていたりしているわけですね。

勝浦に関しては、先ほど課長の答弁で、急傾斜地と土石流という、急傾斜地で新たに405か所、土石流で30か所ということだったんですけれども、幸いに勝浦にはそういった河川の氾濫等々はないということなんですけれども、いずれにしても、今回、昨日の新聞報道等を見て、市内の公立の学校、特に避難所になる場所が土砂災害警戒区域に入っている場合においては、また早急な対応、避難所の新たな候補選をしなければいけなかなというふうにも感じました。

ということで、4点質問しましたけれども、おおむね課長の答弁で理解できましたので、2回目の質問は結構であります。

○議長（松崎栄二君） 次に、照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） それでは、31号、補正予算、14ページ、3款民生費のサニタリーサポート事業75万2,000円の計上、うち支給品費70万円。3月議会に質疑をしましてそこから、迅速な対応に心からお礼申し上げます。

このように700セットというところで、まずは700セットの支給内訳。それから2点目が、配付窓口。3点目が、配布先、およそで結構ですので。また後で方法を聞きますが、3点について、まずお答えいただければというふうに思います。

それから、歳出の22ページ、9款教育費、図書館費、感染拡大防止対策事業で、図書館来館者の感染拡大防止対策のため、自動ドアへの改修や備品購入費として、339万8,000円の計上があります。

この132万円の蔵書滅菌機、多分132万円になるというふうに思われますが、初導入なのかなとも思いまして、その機能の概要と使用概略についてお伺いします。以上、2点です。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。軽込福祉課長。

○福祉課長（軽込一浩君） お答えをいたします。サニタリーサポート事業に関しまして、配付の流れと配付先についてでございますけれども、まず配付数は、昼用・夜用各1パックを1セットとして700セットを予定しております。

このうち、おおむね100セットを小中学校に配付をいたし、残り600セット余りを市内在住・在学で希望される方といった市民向けに配付する計画であります。この市民向け窓口は、平日は福祉課窓口、そして土曜日・日曜日は、児童館の2か所を予定しております。

また、配付先につきましては、今申しましたように市内在住また在学の方で希望される方、そして小中学校でございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 次に、渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） お答えいたします。蔵書殺菌機につきましては、小型の2段式の冷凍冷蔵庫をイメージしていただきたいと思っております。下段の冷蔵庫部分には、消臭抗菌剤などの薬品を入れておく部分、上段の冷凍庫の部分には、電子レンジのようなものになっておりまして、紫外線除菌ランプがついております。

その紫外線除菌ランプがついている部分に、最高6冊の図書を少し開いて、たてかけて、置くこととなります。セットした状態で始動しますと、30秒程度、紫外線による除菌、消臭抗菌剤の循環・送風によるほこり取りを行う機器でございます。

この処理により、各種ウイルスの除菌、不快な臭い及び図書のページ間のほこりや髪の毛の除去が可能となります。UV-Cの紫外線ランプを使用しますが、これが新型コロナウイルスにも有効であると言われております。

なお、UV-C（深紫外線）については、通常の太陽光と比べて、とても強力な光であり、直接当たってしまった場合、皮膚にひどい日焼けのような炎症を起こす可能性があります。しかし、この機器は、きちんと扉が閉まった安全な状態でなければ、機器が作動しないという構造になっております。

機器の使用にあたっては、図書館のカウンター近くに設置しまして、図書館職員が、返却された図書をこの機器を使用して除菌の上、書架に返却するということとなります。

また、小さい子供たちが直接手にする絵本なども除菌をすることといたします。

さらに、希望者が、貸出図書について自分で使用するという運用方法も考えております。希望するけれども、使い方が分からないという方については、職員が補助する予定であります。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） ありがとうございます。先にサニタリーサポート事業ですが、700セット中600セットを市民のほうにというふうなことでした。

近隣自治体の例を申し上げますと、小中学校の女子トイレのペーパーのわきにフォルダを設置して、引き出し型になっております。下から引き出して、上の物が落ちていく。そういうふうに使われるようになっていくというのを、視察したときに写真等も見せていただきました。

県内でも自治体によっては、このサポート事業に注目しておりまして、既に小中学校完備して

いるというところもあります。

100セットを小中ということで、そのうち600セットというのは、どんな根拠の希望者を600セットと見ているということなのですが、根拠、何かあるのではないかなというふうに思います。その根拠と、市民向けの配付の流れ、これちょっと難しいと思うんですが、その方法について、2回目にお聞きします。

それから、蔵書滅菌機、UV-Cというところでは、強力な光というものになると思うんですが、蔵書の傷みということについては大丈夫なんでしょうか。以上です。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。軽込福祉課長。

○福祉課長（軽込一浩君） お答えをいたします。600セットの根拠ということでございますけれども、生活に困窮されている方向けということで、一応、住民税非課税世帯を対象に、昨年度の世帯で、女性で10歳代から50歳代までいらっしゃる方で、住民税非課税者が300人ほどいらっしゃいました。それで、お一人2パックということで、600セットと見込んでございます。

それと、配付の方法についてでございますけれども、配付の流れといたしましては、受け取りを希望される方は、先ほどの受取窓口付近に設置いたします専用の引換券を御自身で受け取っていただいて、支給の申請の意思とされて、引換券を窓口へ提出していただき、支給品と引き換えて受領という流れでございます。

この際、本人確認の書類の提示とか受け取りのサイン、押印は求めず、また、この対応は女性職員が担当するなど、プライバシー面などには十分な配慮に努めていきたいと考えております。

なお、引換券1枚につき支給品1セットを原則としておりますが、御希望により、引換えは最大で2セットまでとしたいと考えてございます。

ただし、同一世帯に支給対象者が複数いらっしゃる場合は、その世帯の代表としていらっしゃったということで、その事情を考慮していきたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 次に、渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） お答えいたします。本は開いた状態で立てかけて設置するというところで、傷みについては問題はないというふうに伺っております。また、紫外線による照射につきましては、ページの中まで除菌するというふうに聞いておりますが、それについての傷みというものも聞いておりません。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） サニタリーのほうなのですが、ほかの物品とちょっと異なる面がございますので、窓口まで来るかどうかということもちょっと心配ですが、女性職員の対応とか、口頭ではなくて、そのペーパーを渡せば、家族で何人該当するとか、そういうのがはっきりと、その券を差し出して、口頭で言わなくても、すぐに分かるような、それから希望も、最大2セットと書いてありますよね。1セット、2セットというのを丸をつけてもらう形とか、そういう面を工夫していただければというふうに思います。

その面は、これから細かく検討して下さるというふうに思っていますが、支給の時期はいつ頃、そして広報はどんなふうにするのか、これを最後にお聞きします。

蔵書滅菌機については、そういうことは心配ないですよということですので、事故、ないと思いますが、そういうところに留意されて、活用をしていければというので、質問はありません。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。軽込福祉課長。

○福祉課長（軽込一浩君） お答えをいたします。支給の時期についてでございますけれども、この予算の可決をいただきました折には、直ちに用品の手配を進め、並行して、本事業の周知・広報に、広報掲載、ホームページ掲載などで努めてまいりたいと考えております。

また、これらの配付準備が整いましたら、速やかに配付を開始したいと思っております。

また、小中学校へは極力1学期に間に合うように、そのように準備に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 次に、鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） それでは、議案31号、一般会計補正予算、5点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、13ページの地域イベント助成事業70万円でございます。まず、助成するイベント事業はどのような事業なのかということ。補助対象団体はどのような団体、行政区のほか、任意団体も含めての検討かどうかということです。3番目は、事業に対する補助率について、70万円の補助率は、どのような率になっているか。そして、この補助金をもらうための具体的な申請方法について、4点伺います。

次に、18ページ、道路新設改良事業、災害防除事業1,433万3,000円。これは市野川と中倉の交差点のところの結構高い崖部分が崩落の可能性があるということで、仮設防護柵は設置されている場所だと思いますが、その防護柵、今、歩道のところ3分の2ぐらいを防護柵で覆っていますので、以前から、早くしてくれというような要望はあったと思います。まず、防護柵を設置してからの経過年数について伺います。

それと、のり面の測量設計地質調査業務委託と、今回の予算額は、その調査委託業務の予算ですが、その後に事業が完了した後の実施設計まで含まれているのか。その委託には実施設計が含まれているのかについて伺います。

それに応じて、事前の中には入れてありませんが、恐らくこれは今年度の事業で設計までやって、来年度になろうかと思っております。相当の予算がかかると思いますが、その事業について、今、分かれば、考えていることについて伺います。

関連するんですが、仮設防護柵、以前にも私、質疑しているんですが、市内、いろんなところに木柵の仮設防護柵が設置してあります。中には腐食して、そこから石等が出ている部分も確認できる場所があります。ですから今、仮設防護柵が設置してある箇所と、その維持管理がどうされているのか。これは、同じような災害防除という意味から、伺いをしたいと思っております。

同じく18ページの道路新設改良事業、道路メンテナンスにトンネル設計業務委託料1,455万3,000円が計上されました。この事業内容について、まず一点伺いすると、あとの箇所は、勝浦荒川線の部分で稲荷台隧道と沢山トンネル、隧道とトンネルという違いがあるんだろうけど、片方の火葬場に寄ったほうが稲荷台隧道ですか。もう一つの串浜寄りのほうが沢山トンネルのある部分で、これは以前も荒川線の道路改良のときにというか、太陽光発電所がつけられる過程の中で、付け替え道路のところ質問もしているのですが、現状となれば、太陽光発電所のところから下り坂になって、急に狭くなって、2つのトンネルがあります。そこについても以前から注意喚起も、最近、注意喚起の道路表示がされましたけど、そこは社会資本整備交付金をもって速やかに対応するというか、計画をしていきたいというふうな議会答弁がありますが、もうあれから3年ぐらいたっていますよね。

ただ、あのトンネルについてと、あと狭隘な道路については、相当お金がかかるものなので、今回このトンネルを修復しなきゃならないんでしょうけど、修復するのも相当なお金がかかるということです。その辺、もうちょっと前向きに考えて、狭隘の道路を含めた道路改良はできないものかなというふうに思います。今回の事業が、この1,455万円、これも設計業務委託なんで、本工事になれば、また金がかかるわけですから、その辺はどう考えていただけるのかと、今回の業務委託の設計した後に、どんな事業を行う予定なのかをお伺いします。

それとあと19ページになって、防災・安全社会資本整備交付金事業800万円で、これについては事業、43か所のスクリーニングの関係です。スクリーニング計画の作成ということになりますが、これ第二次ということなんで、第一次はいつ頃やって、どういう箇所が計画に入っているのか。そして、この内容についても説明をいただきたいんです。私はある程度、承知はしているんですが、その後に作成した成果物はどのように活用していくのかということについても、お伺いしたいと思います。

最後に、19ページ、市営住宅維持管理経費1,399万2,000円、これの工事場所と工事内容についてお伺いします。以上です。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） お答えいたします。私からは、13ページ目の地域イベント助成事業に係る件でございます。質問につきましては4点とありますが、まず1点目の、助成するイベント事業とは、どのような事業を想定しているのかということのお答えでございます。この事業につきましては、一般財団法人地域活性化センターが、公益財団法人地域社会振興財団の交付金を財源に、地域社会の活性化及び宝くじの普及広報を図ることを目的として、地域で実施されるイベント事業に対する支援を行うための地域イベント助成事業を活用し、実施するものでございます。

その助成対象事業につきましては、コミュニティが主体となっており、創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献すると思われるイベントでございます。具体的に言いますと、コミュニティが自主的、主体的に企画・実施しているもの、コミュニティが目的を持ち、長期的展望に立って企画しているもの。地域特性、地域資源を有効に活用しているもの、助成による十分な事業効果が見込まれるもの等々でございます。

2点目の補助対象団体につきましては、行政区のほか、任意団体も含めるのかということですが、地域活性センターの地域イベント助成事業の対象要件としましては、コミュニティが主体となっており、そのコミュニティとは、人々が共同意識を持つ一定の地域、またはその人々の集団とされています。以上を踏まえまして、このコミュニティを勝浦市では自治会というふうに捉え、自治会を対象とさせていただいているものでございます。

3点目の、事業に対する補助率ということですが、上限を100万円として、助成対象経費の100%以下が補助率でございます。

4点目の、具体的な申請方法でございますけれども、令和3年度、今回の補正を上げさせていただいた例を申し上げますが、まず令和2年の11月中に、一般財団法人地域活性化センターがこの事業を行うかどうかを検討し、行うと決定した場合、まずは各都道府県宛てに、地域イベント助成事業についての申請の取りまとめの依頼があります。さらにその11月中に千葉県から各市町村に、地域活性化センター助成事業についての希望の照会がございます。

今回の例で言いますと、令和2年12月1日付で勝浦市の企画課から各区長宛てに助成事業の希望を照会しております。その結果、鶴原区が手を挙げていただきましたので、12月16日付で、県に対して申請書を送付しております。県のほうが、千葉県の市町村から希望されたイベント事業について、またさらに選定し、勝浦市が千葉県のほうから選定されたので、地域社会振興財団のほうに12月中に申請をしております。その結果、令和3年3月30日に、千葉縣市町村課から勝浦市長宛てに、地域社会振興財団から採択の通知がございました。

この例をとりまして、令和4年度の事業も同様に11月中に、地域活性化センターから事業が同様に行われた場合、11月中に各都道府県宛てにその通知があり、さらにそれが市町村のほうにおりてきて、事業の可能性をまたこちらのほうから各区のほうにお伺いするという形になると思います。

申請につきましては、勝浦市が直接、申請することになりますので、選定された区と市の企画課のほうで協議・検討の上、申請内容を詰めていくという形になると思います。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 次に、川上都市建設課長。

○都市建設課長（川上行広君） 私のほうからは明細書18ページ、19ページの土木費に関してお答えさせていただきます。まず18ページの道路新設改良費、災害防除事業1,433万3,000円につきましてでございますが、最初の、仮設防護柵を設置してからの経過年数はということでございますが、今回提案しております施工箇所、松野中倉市野川線の中倉地先でございますが、平成28年1月に設置しております。ですから、今回まで5年5か月が経過しております。

次に、今回の業務委託に実施設計は含まれているのかということでございますが、今回の業務委託につきましては、のり面の測量調査とボーリングによる地質調査を行い、それを基に図面の作成という意味での設計業務でございますので、工事費の積算としての実施設計は、今回の業務委託には含まれておりません。ただ、今回の業務委託の成果品をもって、来年度、この実施設計については直営で行って、また工事のほうも施工していくというふうに考えております。

そして、市内に仮設防護柵を設置してある箇所数はということでございますが、これは19か所でございます。

次に、仮設防護柵の維持管理はどのようにしているかということでございますが、毎月実施しております職員による道路パトロール、また通報等により、板の腐食及び破損等を確認した場合、直ちに板の交換補修等を行っております。

続きまして、道路メンテナンス事業1,455万3,000円のうち、トンネル設計業務委託料533万5,000円につきまして、これの事業の内容はということでございますが、今回の提案は、松部吉尾鶴原線の船附トンネルと、勝浦荒川線の稲荷台トンネルの補修工事に係る設計業務委託料であります。

5年ごとに実施する法定点検におきまして、この2つのトンネルにつきましては、平成30年度の点検時に、健全度3の判定がなされております。この判定結果をもちまして、平成31年度に策定しました長寿命化に係る修繕計画により、今回の事業を実施しようとするものでありますが、この健全度につきましては、1から4で示されます。今回判定された健全度3というものにつきましては、対策実施段階にあり、構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態であるというものでございますので、今回、本修繕計画に基づき、業務委託して、工

事を今後、実施していくと。

次に、この勝浦荒川線の改良については、以前の議会で、社会資本整備交付金をもって対応するという答弁があったが、その後、どのように検討がされているか。また、設計後の事業計画ということでございますが、当該区間につきましては、平成4年当時でございますが、概算でありますけれども、工事費をどうも算出しているようであると。職員によってちょっと資料を確認したんですが、当時で、今回の該当区間、おおよそ8億円だという工事費。これ概算ですので、算出されております。

これは現在の工法とか工事単価を含め、単純に比較はできないと思われませんが、とにかく非常に高額な事業になると見込まれますことから、これ現在、作業が始まっておりますが、市の次期総合計画に盛り込めるように、充当すべき財源も思慮して、関係部署と協議をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、19ページ、都市計画総務費、防災・安全社会資本整備交付金事業800万円についてでございますが、1点目の事業の概要と、43か所の選定はどのようにされたのかと。次の第一次スクリーニング計画作成はいつ頃行い、何か所実施されているかということでございますが、本事業につきましては、国土交通省が大規模盛土造成地調査の宅地耐震対策を総合的に推進するため、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインを平成27年度に国のほうで策定しております。

本市につきましては、第一次スクリーニングにつきましては、国が事業主体として、令和元年度に市内全域を対象として第一次スクリーニング実施されております。箇所についてであります。この第一次スクリーニングのときに、まず新旧地形図、あと新旧航空写真、また参考資料等での比較をし、宅地造成許可等の基礎資料により、大規模盛土造成地の要件と照らして、そのときに43か所が抽出されております。

このスクリーニングした、計画策定した成果物はどのように活用するのかということでございますが、今回の第二次スクリーニング結果に基づき作成される大規模盛土造成地マップ、これは市のホームページ含めて、また広報等を使いまして公表してまいります。

このマップ等に基づいて現地踏査、また地盤調査等を実施して、他の防災計画とハザードマップ、その他、防災に関係します図面等と重ねて、必要に応じて防災区域等の指定を行ってまいります。その協議・検討した中で、危険度、安定的なものが担保されるものについては当然、工事を図っていくと、このように考えております。

続きまして、19ページの住宅管理費、市営住宅維持管理経費1,399万2,000円の工事の場所と工事内容はということでございますが、工事の場所につきましては、旭ヶ丘第一団地の背後地になりますが、その背後地が風化等により崩落の危険があるということで、この現地確認いたしましたところ、今回、災害防除工事としてロープネット工、面積288平方メートルを施工しようとするものであります。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 最初の地域イベント助成、非常に詳しく説明を受けましたが、私、聞きたいのは、今回のこのイベントの対象事業は鶴原区ということで出てきまして、その前に各区にこういうものに対しての事業要望ということで聞いたところ、鶴原区から来たということですが、鶴原区からの対象事業、どんなものか、ちょっと説明していただけますか。

そしてあと、区から申請が当然あっての話だと思いますが、逆に言えば、例を出しますと市野川のコスモス祭りを今、区でやっているかどうか、規模はかなり小さくなっているんで。以前は区でやっていて、今は有志がやっているのかどうか、ちょっとその辺は分かりませんが、やっていることは確かです。コスモス植えて、地域イベント。あれも地域イベントだと思うんですけど、あそこに何日か、地元産品を販売するためにテントを立ててということをやっていますが、そういうものも該当するんじゃないかなというふうに思います。

ですから、区から要望があったからではなくて、逆に言えば、勝浦市内全体を見たときに、積極的に地元がやっていること。特に市野川については、秋のコスモスだけではなくて、年間を通じて花祭りやったり、いろんなそういう対応して観光客も寄っている事例も、事実もあります。地元の先輩議員いるんですけど、そこで私がこんなこと言って申し訳ないけど、そういうところに対しては、市のほうから助成を積極的にやってもらうことも必要ではないかなと。

以前は勝浦でやっていたコスモス祭り、大々的にやっていた、年間の一つのイベントとしてやっていたところと併せて、市野川区が始めた。そして市のほうはやめてしまったけど、市野川区は継続してやっています。市長も毎年毎年、招待されて行っているようですけど、そういうところを助成をというか、市のほうが下支えしてやる必要があるのかなというふうに思いますので、区から要望よりも、市からも、そういうものはどうですかということ。しかも、申請は市がやるということですので、そういう話を持っていったらどうかなという、これは希望ですが、御回答をお願いしたいと思います。

あと道路問題は、確かにお金がかかりますよね、相当。それぞれかかることは分かるんですが、中倉交差点のところについても、もう5年5か月の経過がしているという中において、やっぱり地元としては早くやってくれないかなという話がありましたので。ここへ来て、設計費が上がりましたということで、この議会が終わらなければ、決定にはなりませんけど、来年あたりにそういう工事が入る予定ができましたということで、地元の方にも話はしてあります。非常に喜んでます。あそこ通学路なんで、そういうことも含めて非常に安堵していましたが、ほかに、先ほど19か所の木柵の防護柵があると。

道路パトロールやって、資材交換、板材を交換したりしているということでもありますので、それも当然、継続して、事があってからでは遅いので。ただ、やっぱり経年劣化で相当腐っているところも確かにあるという、課長も承知していると思いますけど、それを言うなら、私もこれを質問するにあたって、自分の目で確認しました。そして、松部から南山田に上がる、いわゆるほへと坂というふうに言われているような坂の途中に、あそこ3か所ぐらい、ちょっとあって。もう相当古いのがやっぱり板、腐っちゃっていますから、至急、対応したほうがいいと思います。

過去には崖崩れというか、石が落っこってきて車を潰して、その車を市が保険で直すんですけど、やった事例があります。片側が崖になっているんで、車に当たって大事故にならないようにすることも必要ですので、至急というか、そんなに予算かからないと思いますので、ぜひ常に点検をお願いしたいなと。これは希望しておきますので、答弁要りません。2点目は答弁要りません。

3点目については、荒川線の特にトンネルの設計事業、私が言いたいのは、松部のほうもあるという2か所の予算ですけど、この予算は予算で執行されるんだろうけど、やっぱり勝浦荒川線、



前から言っているように、急に狭くなって、前からも何回かこの議会でも言いましたけど、路肩転落している車もあるんで、早いところね。トンネルも大事ですけど、串浜寄りのあの狭いところを何とか早く対処してもらいたいなということで、これは少なくとも次期の総合計画を待つ前に、次期総合計画というのは令和5年からですか。まだ2年ある。始まっても、すぐにできるわけではない。ということは、実際にこれでやるというのは次期、10年も、12年も計画ある中の仕事になるんで、その狭隘な部分は、この次期総合計画を待つよりも、実際的には早めに対処してもらいたいと。

そしてそれを受けて次期総合計画で、そのトンネルの部分をどうするかという部分になってきます。そうすると、概算では平成4年ですね、8億円。これは恐らく前後を改良したときの、特にあそこの火葬場をつくったときにあそこ1回、トンネルとっています。そのときの流れでいくと、相当な金がかかるんで、それこそ、これは次期総合計画でいいかと思いますけど。

いずれにしても、一級市道であって、上野地区と勝浦地区を結ぶ大動脈の線です。ですから、優先的にこのところは対処するように、これは市長にもお願いをしておきたいんですけど、市長も、市長という立場であれば、火葬場にもアスカさんのところの斎場にも、しょっちゅう行く機会もあるでしょう。やっぱり通っていますので、これは市長だけじゃなくて勝浦市民は全部使っている部分なんで、早急、もう確実にそのところの改良をできるようにお願いをしております。

今、課長のほうには、次期総合計画ではなくて、前段の狭隘な部分については今後、引き続き対応してもらいたいんですが、その辺の考えについて、お伺いしておきます。

あと、スクリーニング調査。これは埋立地のところが災害対応に対してどうなるのかという部分で、実質的に凶面をつくるということで、以前言われたのは、これを公表すると、逆に地価が下がったり、要は埋立地に地震のときの災害があったりとか、そういうものがあると、その付近の地価も下がって買手もいないという、不動産業のほうからクレームがついたこともありました。

だけど、それを承知していることが、住んでいる人等の災害対応にもなりますので、ぜひとも公表する必要もありますが、その公表の方法も、ただ単にこういうふうになったよということではなくて、その辺は十分慎重に対応されるべきかなというふうに思います。

第一次では、特にミレーニアのほうとか、要は大規模開発したところが、山あり谷ありが平らになると、元の谷がどこにあったのか分からなくなります。近くでいうと、この勝浦警察署は恐らく元の谷間に建っていますので、建設には相当金がかかっているんじゃないかなと思いますけど。そういうこともありますので、ぜひとも慎重に公表すると同時に、対応をお願いしたいと。これも答弁要りません。

あと最後、旭ヶ丘の維持管理費。もう一度お聞きしますが、これは裏の墓地のところか、ちょっと聞き漏らしたけど、住宅の後ろが崩落する可能性があるんで、工事をやると。ただ、1,399万2,000円かけてやるだけの価値があるのかどうかと思ってしまうんです。今、実際に住宅が建っているところで、やらなきゃいけないのか。それとも、改めて住宅を建てる場所なのか、ちょっと場所を確認してないんで、分からないんですけど、その辺ね。もし、これからやるということであれば、1,300万円かけて新築の家をつくって、家賃が1万、2万で、全然ペイできないんで、その辺が。やるのがどうしても必要であれば、やらなきゃいけないけど、その辺の場所と、あ

とどんな工事になるのか、もう一度確認します。以上です。

○議長（松崎栄二君） 答弁のみになります。答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） お答えいたします。引き続き13ページ目、地域イベント助成事業に関する質問にお答えいたします。2点、質問があったと思います。1点目ですが、今回の対象になっております鶴原区の事業につきましては、イベント名称につきまして、鶴原区まちづくりプロジェクト、その内容につきましては、漁業体験、生物観察会、海鳥・地層・壁・洞窟の観察会、鶴原区の祭礼写真展、さらに日曜買物広場といった内容が盛り込まれております。

2点目の、市野川のコスモスまつりを含めた助成の、広くこちらからも問いかけたほうがいいかということでございますけれども、令和4年度の今回の地域活性化センターが、地域イベント助成事業をやるかどうか、やるというふうに決定された場合、スケジュール的には11月頃、勝浦市にも、その旨が届くという形にはなると思います。そのときの要綱、要領を確認し、地域の宝を維持・発展させていくためにも、今回のやり方を踏襲するか。また別のやり方や、拡大してのやり方を再検討して、また実施していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 次に、川上都市建設課長。

○都市建設課長（川上行広君） 私のほうからは市営住宅、旭ヶ丘第一団地に係る災害防除工事という場所の確認でございますが、この市役所から旭ヶ丘へ入っていきまして、一番奥へ行って、沢倉の区民館とか消防団詰所、あちらへ下りていく坂、そこの一番奥のところに4戸あるんですが、4戸とも、実は入居しております。その4戸の背後地というか、そこになっておまして、地滑りというか砂防というか、風化でぼろぼろきている。そこに入居していて、もう迫っておりますので、非常に危険だということを認識した中で、今回、提案させていただいております。以上です。

○議長（松崎栄二君） 次に、狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） 私から、1項目について御質問申し上げます。議案第31号、補正予算案でございます。ページ22の社会教育費、図書館費、感染拡大防止対策事業について質問をさせていただきます。当初、3点、通告をさせていただきましたが、これまでの質疑答弁の中で承知したものがございまして、2番、3番と取下げさせていただいて、1番のみ御質問申し上げます。

まず本題に入る前に、補足説明書なんですけれども、歳入、国庫支出金、ここに国からの交付金についての使用内訳、事業一覧というものが記されております。その中の衛生費、これは医師会への支援金、その分担分ということで、金額が大きいということは分かるんですけれども、それ以降、全て感染拡大防止対策事業として、様々な施設に割当てがされているんですけれども、うち図書館費、こちらだけが金額は突出しているんです。この内容を22ページの事業の説明のほうを見ますと、備品購入の部分、1,595万円。これは先ほど、その使用方法等々について説明がありましたので、こちらについては、承知した次第です。

ただ、上の工事請負費、内部ドア自動化工事というこの一点について、お伺いしたいと思うんですけれども、公共施設たくさんあるわけなんですけれども、この中には従来式、要は自動になっていない出入口、扉というのは数多くあると思うんですけれども、その中で今回、図書館の内扉だけが自動化されるという、その御判断に至った経緯をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（松崎栄二君） 質疑の途中ではありますが、2時10分まで休憩いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（松崎栄二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） お答えいたします。現在の図書館正面玄関は二重の扉になっておりまして、内側の扉は手押しの扉で、来館者が直接、手で押して開けることとなります。

利用者からは、開けるときに非常に重く、力が必要だとの声が多く寄せられております。利用者は高齢者や子供の方が多く、また車椅子の方も来館することから、非接触による感染症予防の対策と、バリアフリーの対応も含めて、自動ドアにするものでございます。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。

次に、末吉定夫議員。

○15番（末吉定夫君） 私のほうから、議案第31号、18ページでございます。交通安全施設整備・管理事業でございます。

まず、建設課のほうに聞く前に、せんだって3月に、出水地先の通学路が非常に危険だということで、教育委員会のほうにお願いしたところ、早速、建設課のほうと協議していただきまして、今回、6月定例会に予算を計上してくれたということにつきまして、子供たちも安心して学校に行けるんじゃないかと、子供たちに代わりまして御礼を申し上げたいと思います。教育長、それから教育課長に対しましては、ありがとうございます。そして、建設課につきましても、課長につきましても、早速この550数万という額を計上していただき、本当に今、厳しい中で計上していただいたことを心から御礼を申し上げたいと思います。

その中で、ちょっと伺いたいところがあるんですが、補足説明を読みますと、勝浦部原線外1路線ということになっております。これ勝浦部原線というのは、部原から来て、元の市役所のところの信号を町なかに入っていた路線と思います。そしてもう一路線については、八百金から国道ですか、そこまでの路線で、それが2つで1つになっているというふうに聞いております。

まず伺いたいのは、あそこの信号を起点にしまして、まず八百金から国道まで行く道路を、これでいきますと、外側線が761メートル、カラー舗装が674メートル。これカラー舗装というのはグリーンベルトと思いますけれども、グリーンベルトを外側線が八百金から国道まで、どこら辺までやってもらえるものなのか。そして、両方やってくれるものなのか。その辺のところをお聞きしたいのと、それからもう一つは、その信号から部原方面、勝浦市役所に上がる道路がありますよね。あっちのほうに向かって、どの辺までカラー舗装、グリーンベルトをやってもらえるのか。それも、両端やってもらえるものなのかどうか。その辺をちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。川上都市建設課長。

○都市建設課長（川上行広君） お答えいたします。ただいま末吉議員からの御質問の中で、今回の工事の施工箇所の確認ということでございますが、路線につきましては、議員おっしゃるとおり、市役所から沢倉方面、これ出水沢倉線、坂を下り切ったところは今度、勝浦部原線になります。

その坂の下り切ったところを、着いたところの勝浦部原線を、図書館までの信号、この勝浦部原線を外側線、外側線は白の線になりますが、それと併せてグリーンベルト、これを併せて施工していきます。これ左右なんですけど、この勝浦部原線、途中、歩道が設置しておりますので、こ

の歩道の部分は、申し訳ございませんが、外側線、またグリーンベルトの施工はいたしません。そこを除いたところと、あと数年前にやはり図書館前、ちょっと手前、グリーンベルトしております。その部分はちょっと色が薄れてきておりますが、まだ緑が確認できますので、その部分は今回の計画には入っておりません。

今度、この図書館の前の信号から墨名部原線、旧国道128号線、そこについては左右、外側線、白い線とグリーンベルト、こちらについて両方の施工を計画しております。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。末吉定夫議員。

○15番（末吉定夫君） ありがとうございます。私の想像を超える距離をやっていただけるようになる。

もう一度確認しますけども、市役所の坂を下りたところから、信号に向かってずうっと右側をやって、高梨畳屋の前辺りから左側もやっていただいて、ずうっと国道に通じる道路までグリーンベルトをやっていただける、そう理解してよろしいのかなと思います。

そしてまた、これは建設課の都合というものがあるんでしょうけれども、事務的とか入札もあるんでしょうが、おおよそいつ頃からやってもらえるのかなと。その辺のところをお聞かせいただければと思います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。川上都市建設課長。

○都市建設課長（川上行広君） お答えいたします。施工箇所については今、議員が見込まれたとおりであります。施工については今後、一日でも早くというところ、予算成立しましたからには、一日も早く施工というふうに取りかかりたいと思いますが、夏季とかいろいろその辺の、道路、片側通行を含めて、使用しての施工になりますので、これはまたちょっと警察と協議しながら、一日も早く完成するように対応したいと考えております。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。末吉定夫議員。

○15番（末吉定夫君） ありがとうございます。子供たちも、今の現状は本当に怖いという言葉です。でも今後は、そういうふうに市のほうでグリーンベルト等をやっていただければ、非常に安心して学校に行ける。学校から帰れるというような状況になるはずですよ。

心から御礼を申し上げまして、私の質問として終わります。

○議長（松崎栄二君） 発言通告者は全て終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第31号は総務文教常任委員会へ、議案第32号は産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

---

### 請願の委員会付託

○議長（松崎栄二君） 日程第2、請願の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願は、既に御手元へ配付の請願文書表のとおり、所管の常任委

員会へ付託いたしましたから、御報告いたします。

---

## 休 会 の 件

○議長（松崎栄二君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月12日から6月16日までの5日間は、委員会審査等のため休会したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、6月12日から6月16日までの5日間は休会することに決しました。

6月17日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。

---

## 散 会

○議長（松崎栄二君） 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時20分 散会

---

## 本日の会議に付した事件

1. 議案第26号～議案第32号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第1号、請願第2号の委員会付託
1. 休会の件